

この文書は 2015 年 4 月 15 日に発表された ASN の年次報告書から、エネルギー転換法案に関する囲み記事だけをピックアップしたものである。このため文書全体としての脈絡はなく、重複箇所も多々見られることをご容赦願いたい。

エネルギー転換法案：原子力関連分野の諸規定

法案の第 VI 節、「原子力安全及び市民への情報提供の強化」の諸規定は ASN の権限並びに管轄の強化を定めている。特に具体例を挙げると、

- ASN は、非放射性廃棄物、リスク製品及び機器（例えば爆発環境下で使用される機器）或いは化学製品に関する権限の一部を INB において行使することができる。
- ASN は、自身の決定をより強固にするため、ICPE（環境保護指定施設）の分野で実践されている同じ方法で第三者による専門家評価、検査及び調査を実施させることができ、その費用は事業者が負担する。
- ASN は、公的研究が原子力安全及び放射線防護のニーズに適応化されるよう監視できる。

法案は ASN 及び IRSN を中心に構成される体制の構造を明確にしている。すなわち、

- 環境法典の第 V 編、第 IX 節の「原子力安全機関」に関する第 II 章の中に、新たに第 6 項「放射線防護・原子力安全研究所」を加えて IRSN の存在及び使命を環境法典に組み入れている。
- ASN は IRSN の技術支援を享受することを再確認し、この支援が「研究活動で支えられた」専門家評価を含むことを明らかにしている。
- ASN がこの技術支援に関する IRSN の戦略的決定を方向づけること、また ASN の委員長が IRSN 運営委員会の一員であることを明らかにし、ASN と IRSN との関係を明瞭にしている。
- 法案は IRSN 意見書の公開原則にも言及している。

2014 年、政府はグリーン成長を目指すエネルギー転換法案（PLTECV）を提出した。その中には、原子力に特化された一つの節（第 VI 節「原子力安全及び市民への情報提供の強化」）が盛り込まれている。法案は、2014 年 10 月 14 日、国民議会の第 1 読会で採択され、2015 年初頭には最終的に採択されるはずである。

この法案の主な留意点は以下の通りである：

- 透明性及び市民への情報提供の強化
- 電離放射線の有害影響が危惧され、放射線防護管理が妥当な土地、建物又は工作物の管理の枠組みを制定するために公益地役制度を導入
- 下請業者使用の枠組みの制定
- INB 許可制度の改良
- 発電用原子炉の第 4 回 10 年総点検時の安全レビューの刷新
- INB の運転終了・解体制度の改良

- ASN の管理手段及び制裁権限の強化
- ASN の権限及び管轄の強化
- 欧州指令の移植
- ASN と IRSN を中心に構成される組織体制の明瞭化
- 原子力分野の民事責任に関する 1960 年 7 月 29 日のパリ協定及び 1963 年 1 月 31 日のブリュッセル協定を強化した 2004 年 2 月 12 日に取り交わされた議定書をフランス法の中で繰上げて発効する

INB 事業者による情報提供義務の拡大、ASN が課すことのできる制裁、ASN の権限拡大、放射性物質で汚染されたサイトに対する公益地役設定の可能性、そして欧州指令の移植に関する措置は、法案にそのために必要な権限が盛り込まれていることからオールドナンスで講じることが可能となる。これらのオールドナンスは法律の審署から起算して 6 から 10 ケ月以内に可決されるはずである。

PLTECV は、その中に原子力に特化された一つの節（第 VI 節「原子力安全及び市民への情報提供の強化」）を組み入れており、オールドナンスによって一部の現行欧州指令をフランス法に置き換える措置を発令する権限を政府に与えている。一部の欧州指令とは以下の通りである：

- 産業排出物に関する 2010 年 11 月 24 日の欧州指令第 2010/75/UE 号（所謂、「IED 指令」）
- 危険物質を巻き込む大事故に関連するリスク管理についての 2012 年 7 月 4 日の欧州指令第 2012/18/UE 号（所謂、「Seveso III 指令」）

IED 指令と Seveso III 指令は、産業施設に適用される欧州の 2 つの環境保護手段である。IED 指令は通常操業時の汚染物質排出の低減を目的としており、Seveso III 指令は大事故が人の健康や環境に及ぼす影響を予防する。

遅くとも 2013 年 1 月 7 日までにフランス法に移植されることになっていた IED 指令は、産業排出物に関する 2010 年 11 月 24 日の欧州議会及び理事会指令第 2010/75/UE 号（汚染の予防及び低減）の第 II 章の移植に関する 2012 年 1 月 5 日のオールドナンス第 2012-7 号によって一部分だけが移植された。

Seveso III 指令は、遅くとも 2015 年 6 月 1 日（この日をもって Seveso II 指令にとって代わることになっている）までにフランス法に移植されねばならない。この移植は、ICPE の一覧の大規模な見直しを伴う。

- 使用済燃料及び放射性廃棄物の責任ある安全な管理のための欧州共同体枠組みを制定する 2011 年 7 月 19 日の理事会指令第 2011/70/Euratom 号。加盟国の国内法への移植についてこの指令が定めている 2013 年 8 月 23 日の期限時点で、この指令の本質的な条文はフランス法に移植済みである。

更に、2014 年 7 月 8 日、欧州委員会は原子力施設の原子力安全に関する欧州共同体の枠組みを制定する 2009 年 6 月 25 日の指令第 2009/71/Euratom 号を変更する指令第 2014/87/Euratom 号を採択した。この指令は、遅くとも 2017 年 8 月 15 日までにフランス法に移植されなければならない。爾来、ASN は環境担当省と連絡しながら作業部会を設置し、この指令を移植する諸規定の作成にあたっている。

INB の変更の中には、ASN への単なる届出の対象とするだけでは済まされない重要な性格を帯びているものがある。だからこそ、PLTECV は、その中に原子力に特化された一つの節（第 VI 節「原子力安全及び市民への情報提供の強化」）を組み入れて、2007 年 11 月 2 日の INB 手続デクレ第 26 条の届出制度の代わりに、2 段階の制度、すなわち重要な変更については ASN の許可を取得し、その他の変更については ASN に届け出るという制度を導入している。これに伴い、ASN には新たな権限が付与されることになる。

こうして下記の 3 つの典型例が規定される：

- 施設、許可された施設運転方法又は許可に繋がった諸要素の「本質的」変更（この変更は現行の施設の「著しい」変更に対応する）は、今後も、同法典の第 L.593-7 条から第 L.593-12 条に規定される手続に従って履行される建設許可申請（デクレで交付される許可）と同様の手続きの対象となる。
- 施設、許可された施設の運転方法、施設の許可又は運転開始許可に繋がった諸要素の「著しい」変更（この変更は 2007 年 11 月 2 日の INB 手続デクレ第 26 条に言う届出の対象となる現行の変更に対応する）は、その重要性に応じて、
 - より重要な変更に関しては ASN の許可決定の適用を受ける。
 - 影響が限定される変更に関しては ASN への届出の適用を受ける。

法案は、ASN の年次報告書の中で原子力安全及び放射線防護の状態について爾来 ASN が見解する使命を明文化することで、原子力に関する透明性を強化している。

法案は、情報提供に関する事業者の義務を強化している。すなわち、

- INB の近隣住民への情報提供は、今後、事業者が自身の負担で定期的実施しなければならない。提供される情報は事故リスクの種類、想定される影響、安全対策並びにとるべき行動に関する情報である（欧州指令「Seveso」の適用を受ける危険産業施設では同等の規定が既に適用されている）。
- INB の事業者が服する情報提供義務は、安全、保健衛生及び公衆衛生或いは自然や環境の保護に関する全ての事項に拡大される。

法案は、第 4 回安全レビューの対象となる発電用原子炉については、事業者が施設の安全強化や確認された異常の是正のために提案する措置を意見聴取に付してから、ASN が命令を決定するよう定めている。これらの規定は、40 年を超える原子炉運転継続の場合に特に適用される。

法案は、CLI について色々と規定している：

- 管轄の全ての問題について CLI が自身に付託する権利が法律に明文化されることになる。
- CLI は施設の運転の概要を知るため、或いは事象ないし事故の発生後にその原因や影響についての説明を受けるため、施設を訪問することもできる。
- 全ての CLI は、少なくとも年に 1 回、公開会合を開かねばならない。
- 国境沿いの県に設置されている CLI の構成を補充し、隣接する関係諸国をできる限り代表できるようにする。

国民議会で採択された版の法案は環境法典の中に即時解体原則を取り入れ、解体手続きを改革しており、そのため事前に ASN への届出が必要な事業者の責任となる施設の運転終了と、事業者から提出される書類を踏まえて国がその方法を命令する施設の解体とをこれまで以上に明確に区別している。

こうして法案は下記のごとく定めている：

- 自身の施設の運転又はその一部の運転の最終的な終了を予定する場合、事業者は、予定の運転終了日の遅くても 2 年前までに、また事業者が証明する妥当な理由により事前の通知が 2 年前より短縮される場合にはできるだけ速やかに、その旨届け出なければならない。
- 事業者は、施設の最終的な運転終了以降、その施設を運転することは許されない。
- 事業者は、自身の施設の運転を終了する意向を届け出てから遅くても 2 年以内に、解体書類を提出しなければならない。
- 2 年以上停止状態にある施設は最終的に運転を終了したものと見なされ、解体されねばならない（但し、特殊な事情がある場合には、2 年の期間を 5 年まで延長可能とする）。

更に、上院は、INB が運転されていたサイトの記憶保存に関する規定を追加した。

電離放射線の有害影響が危惧され、放射線防護管理が妥当な土地、建物又は工作物の管理の枠組みを定めるため、公益地役制度を導入

グリーン成長を目指すエネルギー転換法案の国民議会で採択された版は、第 VI 節「原子力安全及び市民への情報提供の強化」の中で、（除染後の放射性物質による汚染が原因で又は天然起源放射性物質の存在で）土地或いは建物に放射性物質が存続している場合に、ICPE や INB については既に実施されているように、政府がオールドナンスにより核物質に付随する公益地役（SUP）を設定する措置を制定できるとしており、こうして将来の利用に対して記憶を留めておくとともに、場合によっては将来の整備工事ないしは解体工事の枠組みを定める命令を決定する。